

第 22 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成 21 年 11 月 18 日(水) 午後 1 時 10 分から午後 4 時 45 分まで
- (2) 場 所 西庁舎 12 階 講堂
- (3) 出席者
 - ア 委 員
美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 小川静子 影山道幸 齋藤玲子 田崎由子
芳賀一英 藤田一巳 森岡幸江
 - イ 県 側
総務部長 総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 建設産業室長 建設産業室主幹 技術管理課長
農林総務課主幹 農林技術課副課長 入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長
 - ウ 意見聴取対象者
 - (ア) 社団法人福島県建設業協会会長 外 4 名
 - (イ) 福島県総合設備協会会長 外 1 名
 - (ウ) 福島県建設専門工事業団体協議会会長 外 1 名
 - (エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長 外 1 名
 - (オ) 個別事業者
- (4) 次 第
 - ア 開会
 - イ 辞令交付
 - ウ 議事
 - (ア) 建設関係団体等からの意見聴取について
 - a 社団法人福島県建設業協会
 - b 福島県総合設備協会
 - c 福島県建設専門工事業団体協議会
 - d 福島県土木建築調査設計団体協議会
 - e 個別事業者
 - (イ) 報告事項
 - a 総合評価方式の評価基準の見直しについて
 - (ウ) 各委員の意見交換
 - (エ) その他
 - エ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻には若干早いですが、委員の皆様方がおそろいになりましたので、ただ今から、第 22 回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

始めに、羽田委員が連合福島の会長退任に伴い、10 月末をもって本委員会の委員を辞されました。本日は、後任の委員をお迎えしておりますので、最初に、辞令の交付を行ないます。

《総務部長から影山道幸委員に対し、辞令を交付》

総務部長につきましては、所用により、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。

また、総務部政策監につきましては、所用により、遅れての出席となります。併せてご了承願います。

それでは、議事について、美馬委員長、よろしくお願ひします。

【美馬委員長】

それでは、これより議事に入ります。本日は、建設関係団体等からの意見聴取が 5 件ございます。そのほか、報告事項 1 件が予定されております。これらの議事のうち、個別事業者の意見聴取につきましては、該当者から匿名を希望されておりますので非公開で行ないますので、傍聴者の方はあらかじめご了承ください。

《社団法人福島県建設業協会からの意見聴取》

それでは、最初に、社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を始めます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。調査票に基づき 15 分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問させていただきますので、ご回答をお願いします。

また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、よろしくをお願いします。

【社団法人福島県建設業協会会長、同専務理事】

(資料 1 から資料 1-6 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。それでは、各委員の方から質問等があれば、お願いします。

【美馬委員長】

では、私から口火を切りたいと思いますが、資料 1 の 3 ページの一番上のところで予定価格の上限拘束性を取り除くべきと書いてあるのですが、これは、公共事業でしたら必ず予算が組まれる。その拘束性を取り払ったら予算オーバーになったときには全然対応はできない。こういう問題もあります。それに対しては、どのようにお考えですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

確かに、予算があって実際の現場があるというのは理解はできるんですが、単年度主義という形で行けばそういう予算のことがあるんだと思うんですが、例えば、2 年、3 年の中の大きな枠組みの中でやっていけば予算はオーバーしても吸収できるんじゃないかと思っております。単年度ではちょっと厳しいかもしれません。

【美馬委員長】

ということは、予算のあり方までの提言になるということかな。そういうふうに思います。

あと、もう一つは、公共事業である限りは、税金を使ってやると。そうしますと、どうしても効率性が必要になる。そして、その効率性を保つためには、一定の競争を促す必要がある。それで、上限拘束性を撤廃したら、青天井に近くて、本当に税金がきちんと使われるのか。あるいは、競争がきちんと確保できて、効率よく公共事業ができるのか。その辺については、いかがですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

あるものをつくるときに、例えば、シャープペンシル、これは 100 円ですが、たぶん会社やものによって、50 円から 500 円まであると思うんです。ただ、その中で公共事業というものは、このシャープペンシルにしても比較というものがきちんと明確になれば、やはり落ち着く原価というのがありまして、その中で競争があると思うんですね。これは、ニーズによって、50 円のものを買う人もいれば、500 円のものを買う人もいます。それが、現在の自由主義社会における経済の論理だと思うんです。

例えば、安ければすぐ壊れるとか、500 円であれば長持ちする。例えば、ノックしても芯がすぐでなくなるのは、50 円のものですよと。ところが、500 円のは、そういうことはない。10 年も持つものが 500 円だという基準があるとすれば、我々が、日常生活で使っているものはそういうものだと思うんですね。

ところが、公共施設というものは、そうあってはまずいわけです。安ければ、悪かろうというのが我々の発想なんです。公共事業に占める割合は人件費が多いんです。あと、品物ですね。その品物を施工してものとしたときに、どこかでいい品質ではないもの、例えば、生コンクリートなどは過去にもありましたけれども、手抜きみたいな、安くするためにいろんな手だてを使って

品質の悪いものを納めて、それが、施工性も含めて、施工が悪ければ、例えば、山陽新幹線におけるコンクリート片の落下とか、首都高速でのコンクリートの落下とかいろんなものがありますけれども、あれは、安いものをできるだけ買いたい中で本来ならば、海砂は、塩分を含んでいるのでできるだけ使わないようにしましょう。塩分を取って使わなくちゃいけない。そういうところがあるわけです。ところが、安い製品を入れなくちゃいけないんで川砂はなかなか高いということで安い製品に行ったためにあのようなことが起こってきているわけですね。そういうものが公共事業の中でもあり得ると。

そして、シャープペンシルだと、1 か月とか 1 年使えば、ものが悪いかいいかわかりますけれども、ところが、公共物は短期間に良し悪しが言えない。例えば、20 年、30 年経って何か壊れてるよなど。そういえば、あのとき造ったやつかなというのが実情だと思うんですね。安心した品質を確保するには、価格競争にさらされるべきじゃない。一定の品質のいいものをこれだけの値段で造ってくれというのが本来の姿だと。それが、むしろ税金の無駄遣いにならないんだと思ってます。

【美馬委員長】

私たちが安ければいいとは考えてなくて、品質が大事なことは重々承知はしている。ただ、そういう中でも、やはり今の財政状況をみたときに、やらないきゃならない仕事はいろいろある。そして、それを高いままにしておけば、やれる仕事は少ないという問題もあるので、そういう意味では一定の競争は必要で、そのためにも価格はある程度努力をして下げてもらわざるを得ない面もある。私だけではなくて、他の委員の意見もいただきたいと思います。

【安齋委員】

最初にお願いしたときに、今回は会員の意見を集約してくださいとお願いしたんですが、これはそういう意味で会員の意見の集約ですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

はい。

【安齋委員】

資料 1 の 3 ページの一番上、予定価格が最低制限価格だという解釈をとってるんですが、そうしますと、あなた方が考える上限とはなんでしょうか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

上限も下限も、工事ごとに違うと思うんですね。最低制限価格とは書きすぎかもしれませんが、前段の方で標準工法をもって施工するといってますので、標準的な値という形ですね。ですから、本来ですと、積算価格に対して正規分布になっていると考えております。100 円なら 100 円のラインがあって、110 円から 90 円の中にピークがあるような形の正規分布の形になっているんだろうと。これは、工事の種類、現場によっては違うだろうと。あくまでも標準の積算しかしておりませんので。下限値もあるということは、上限値もあるということですね。

【安齋委員】

一般的に、仕入れ価格でも、実勢価格と標準価格は若干違いますよね。それぞれ、会社によって実勢価格は違いますので、それをもって計算できないので、とりあえず標準単価表で積算したのが県の予定価格なんですけどね。それを我々は、上限と見てるんですけど。それで、品質を確保しなければなりませんので、何パーセントか切って最低制限価格という解釈をしているんですけども、「予定価格を最低制限価格」と断定されると、どういう意味なのかなと疑問をもってしまいました。

それから、2 ページの上の方で、標準単価ですか、我々は、全て単価は公表されているかと認識していたんですが、特殊製品その他については、非公表のものがあるということですね。これは、土木部の方に確認したいんですが。現実に非公表の価格表というのがあるのですか。それは、どのような理由で公表にしてないのですか。その辺、説明をお願いします。

【技術管理課長】

公表していないのは、見積、いわゆる汎用品じゃなく、企業、業者の方々から 5 社以上という原則があるんですけども、これはいくらで仕入れることができますかという見積価格を取ります。その価格については、非公表と、公表していないということです。

【安齋委員】

それは、公表しない方がメリットがあるということですか。それとも、公表できない理由があるのですか。

【技術管理課長】

福島県においては、複数社から見積を取った場合におきましては、複数の価格のうち最低の価格を設計単価としております。それを御理解いただいた上で、その見積価格については企業の取引可能な額として提出していただいております。いわゆるカタログ価格とは違う。そういう形がありますので、最低の価格が設計値ですから、その数字が公表されれば、その後の営業活動は当然のことながら最低の価格を基準とした営業活動がなされると思います。そうしますと、わざわざ提出していただいた企業の営業活動に不利益が生じるおそれがあります。というようなことから、公表はしておりません。なお、参考までに申し上げますと、東北6県全てと、東北地方整備局（国土交通省）においても、東北地方では公表してないというのが現在の状況でございます。

【安齋委員】

他県でも非公表の方が多いいということですか。

【技術管理課長】

見積価格につきましては、そのような状況になっております。

【安齋委員】

というのが土木部の回答ですが、それでも公表してほしいというのが協会の要望なんですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

やはり、公平感に欠けるだろうということなんですね。今の回答の中にありましたけれども、取引会社によって価格が違ってくることが一番問題なんだろうなど。普通の公表単価については、汎用性がある単価になっているわけですよ。ところが、私を買えば50円で買っても、隣の方が買えば60円になるという見積だと積算しようがなくなってしまうわけですよ。標準単価というのは見積であっても出すべきだと。そうすることによって、我々業界の積算能力を駆使した中で、標準的にはこれだと、これより高く買う業者もいるかもしれません。しかし、落札するためには、標準単価を知らないと落札できなくなりますよ。これは、やはり公表すべきだろうという考えでございます。

【安齋委員】

そのような考えはありますが、土木部にとっては別な意図があるようですので、ちょっと時間がかかりますので、もうしばらくお待ちください。簡単にはいかないようです。

それから、地域要件は、前回だいたい見直したつもりなんですけど、さらに地域割りを土木事務所単位に絞る必要があるのではないかという意見がでてくるんですが。私どもは、大原則として50者、30者という要件がありますので、あれは、今のところ崩さないという前提でいますので、その原則を適用すると土木事務所単位はまず無理なんですよ。それでも、やはり土木事務所単位に細かく地域割りしようということですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

土木事務所単位というのは、1千万未満という少額の工事ですね、それを会員に聴いてみますと、小野町の管轄に維持工事が出ましたと、ところが郡山から来てやっていくと。果たしてその方が、郡山から来てやっていただいて、地元の方々に密接にきちんとしたサービスができるのかという、やりっ放しとかそういうおそれがあるんじゃないかと。顔が見えないですよ。地元の方々は、あの人だったら安心して任せてられるよねと。地元で税金を納めている方々ですよ。それが、いきなり郡山の50kmも離れたところから来て、さっとやってさっと帰る。そうすると、できたものが果たして信頼おけるものなのかどうか、地域の住民の方々が不安がっている声をだいたい聴いてるんですよ。

【安齋委員】

前に、それも踏まえて検討したのですが、一応、50者、30者の原則があるので、あの形でやってみたんです。これから、まだクレームがあるようでしたら、また検討したいと思っておりますので、ちょっと時間をください。

【森岡委員】

資料1の7ページの部分で、野田市で始めた事例ということで、発注者がもう少し立ち入る必要があるのではないかとということなんです、お金の動きなど、1次下請程度まで発注者が立ち入る、企業からすると発注者に立ち入られるということは、可能なのか、どういうものなのかということ、業界の雇用が3分の2失われたということなんです、そういった方々は、そのあとどういった業種に就かれるとかそういう感触はあるんでしょうか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

まず、第1点目、野田市の件でございますが、これは、野田市独自に条例をつくりまして、1次下請まで、下請金がどういう形で流れたのか、特に労務費ですね。例えば1万2千円弱の単価を発注者から元請、これが下請にどう流れるか、これ以上下げたら下請いじめになるというラインを野田市は決めたようございまして、それを下回った会社に対しては、ペナルティということでその次の入札に参加させないというような決めをつかったのが一つでございます。

【社団法人福島県建設業協会会長】

全てを把握しているわけではないですが、我々の地域の中でどうかというと、ほとんどの作業員の人は、その仕事で生計を立てている人ではなくて、自分の本業をもっておられる。例えば、農業とか林業とかをもっておられる人が多いです。作業員といわれる人は、そうすると私どもの方から出て行かざるを得ない方々は、他で働くところはなくて、自分の専門のところをやるとかで、他に勤めることは、我々のところから出た人はなかなか容易でないのではないか。事業所そのものも多くございませんので、なかなか容易でないと思っております。

【小川委員】

4ページのところの総合評価、さきほどのご説明はよくわかりました。私は日頃から、ああいう形になるのではないかと懸念しておりました。どうしても総合評価になると応札者が少ない。少ないということは入ってくる人が決まってしまうということにもなりがちなので、いろいろ問題だと思っておりましたが、この4ページにあるような簡易な提案といった場合には、どういうものを想定しているのか、施工計画書のもっと簡単なものを想定しているのか。施工計画書みたいなものであれば、審査というのが必要な手続として出てくると思うんですけども。その辺、どの程度のお考えなのかお聞きしたい。

それから、6ページから7ページのところに発注者の対応に起因する問題というのは前から何回も出ていることなんですけども、行政の方でも、ワンデーレスポンスというものが徹底されているように思うんですけども、その辺が、いろんな手続上のマニュアルには徹底とは書いてありますが、現場ではまだまだ足りないということなのか。そこを教えていただきたいと思えます。

それと、8ページに工事検査評定点がリアルタイムに反映されることが重要ではないかということなんです、これは具体的にどういうことを想定しているのか教えてください。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

まず、第1点目なんです、簡易な提案ということなんです、括弧書きで書いてあるんですが、安全対策や重点的対応策、その現場によっていろいろあるんだと思うんですね、それを小川委員がおっしゃったように施工計画みたいなものを書かせれば、当然簡易型とかに合致してしまうので、特別簡易型ですから、本当に軽易なもの、例えばその現場においてどういうところが受注者として、発注者の思惑が受注者に伝わるかということを中心にきちんと評定していただければいいのかなと。例えば安全管理、歩道の工事であって、朝晩、通学児童が多いと。そんなときに、歩行者対策として、どんなことを、これは発注者が疑問を投げかけるんじゃなくて、現場を見た請負者が、ここは、朝晩、通学児童が多いんだと、それでは、仮設計画をこういう形でやらないかなければならない。私の会社ではこういうふうにしますよという提案ができる。その程度のちょっとしたものをやって、ここまで考えている業者ならば5点満点あげましょうとか、そういう形になると、ここで先ほどの持ち点が流動的になるわけですね。そういうものを想定しております。それは、1例であって、もっと違った項目があるかもしれません。

2点目でございますけれども、ワンデーレスポンスの件でございますが、まだまだ不備ではないかなというふうに認識しております。具体的には、変更請負通知書が時間が遅れてやってくるというのが多いかなと思っております。

最後の、工事検査評定点がリアルタイムというのは、今の総合評価の中では、工事成績点なるものが2年に1回の見直し時期にしか直らないんですね。ですからひと月ごととか、工事検査を受けた、低い点数をとった、次回はひと月ぐらいは受注を御遠慮くださいとか。そういうぐらいの重みが工事成績点にあってしかるべきじゃないかと。今の段階では、2年に1回しか見直しされませんので。以上でございます。

【美馬委員長】

今の関連で、簡易型の評点の問題ですけれど、そちらの方で考えているのは、総合評価方式の点数について、可変的というか、いつも変えろということになると、それを周知徹底させるとか、それをどう評価するかということについて大変な労力が必要になる。そして、受注する方にとっても、何が評価されるのかわからないのでは、普段の努力が報われるかどうか。それで、受注が決まった後で事業計画を立ててそれがいいか悪いかというのでは、受注の前段階で総合評価はするわけですから、その辺は矛盾するような気がするんですが。そこについては、いかがですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

そういう意味では、評価項目については、一つの提案でありましたけれども、ただ、私の説明の中では、発注者責任としての評価があってしかるべきではないかというふうに申し述べたんですが。極論になりますが、ある方がこの仕事をやっていたと、すると、そこにどういう関係が生まれるかと言うと、道路工事の場合ですと、現場代理人とか作業員も含めて、地域住民と密接な関係が構築されているんです。それが、例えば、全く別の方がポンと入ると、地域住民と請負者との間で取り交わされてきたものが、反故にされるとかいろんなものがあるんですね。いいか悪いかは別ですが、例えば、その工事をやったことがある方が参加すれば、現場においては、このひとが他の人たちより現場に対する習熟度が高いんだよねと1点与えると。例えばですよ。例えば悪いかもしれませんが。

【美馬委員長】

そういうふうになれば、他の人たちが低くなれば受注ができないということで、非常に地域に限定されて、かえって競争なんて起きなくて、既存の地域密着の人が強くなる。そういうことになると、総合評価方式の本来の趣旨が違うのではないかと。

【社団法人福島県建設業協会副会長】

現在の特別簡易型の総合評価、これですと現実的に小川委員が懸念があるという発言をされましたけれども、そのとおり、極論しますと地域で最も持ち点の高い業者しか勝てないんです。これが現状です。今回見直しをしていただきました。これでも結果は、地域で最も持ち点の高い業者しか勝てないと思います。そういう結果が出ると思います。うちの高木専務は二百数十社の会員からいろんな意見をまとめた中で、最大公約数的な発言をしておりますので、こういう形になりますけれども、私は、副会長ですが、1業者として申し上げますと、このような評価の仕方では、地域に残る企業はなくなります。それを是非ご検証いただいて、手法については、こちらから提案ということもあるんですが、それは、地域にどういう業者をどのくらい残すのかというシミュレーションをしていただいた中で、それに合ったような評価項目、それを県の執行部の方と委員の方々と詰めていただければ、非常にありがたいと思います。

【美馬委員長】

この委員会は、そういう意味では、評価をどう重み付けするかは、私たちの委員会の責任ではないんです。

【齋藤委員】

野田市で始めた1次下請程度までフォローするということですね。これだと、発注者側には相当な負担が生じると思うわけなんですけれども。野田市は、何のためにこれが必要だということ導入されたんでしょうか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

それは、やはり、一般的に下請いじめになっているということが世の中にありますので、下請にきちんとした賃金が支払われるかどうかということでございます。1万円もらっていて、5千円しか払っていないとすると本当に大変ですよ。そういうことを避けましょと、野田市の場合だと8割という形の条例をつくったようなんです。1万円元請がもらっていても下請に8千円

以上行っていればよしとすると。7千5百円だとあなたは下請いじめをしてますよねと。野田市と長崎県も始まったように聞いてます。

【齋藤委員】

それは、必ず固定して8割と決まっているわけなんですか。それぞれの工事によって、契約によって75パーセントとか金額によっていくらいくらというふうに決めるわけではないんですね。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

私が聞き及んでいる中では、発注金額が大きいものですかね。1億円以上のものとかそういうものに限定するという形で、全てではなくて、大きいものに限ってという制約があったという記憶があるんですが。

【入札監理課長】

事務局から、野田市の件につきまして補足をさせていただきます。これは、一般的に公契約条例と呼ばれているものでございまして、公共調達、例えば工事であるとか設計であるとか、そういうものの契約をする場合に、その受注した会社はその仕事をさせる労働者に対して一定金額以上の賃金を必ず払わなければならないですよ、それを払わない会社は公の工事等は受注できませんよ、という条例になってございまして、先ほどありましたように、金額の目安が、野田市の場合ですと工事の労務単価の80パーセント程度の金額を下回ってはいけないという制度設計になっているようです。ただ、野田市の場合も実際にお話にもありましたように、発注者側でそれを確認する作業が大変な労力が必要でございまして1億円以上という目安が出たということですが、野田市の方では実際に該当する工事は年間数件程度というような、労力に見合った形での運用をしていこうという考えのようでございます。これは、なぜこういうふうになっているかといいますと、野田市の公契約条例が制定されましたのは、国が同様の法律を施行すべきであるという考えの下に、国がなかなか動かないので、野田市が自ら手本を示しましょうというような考えで行なわれたということでございます。

【美馬委員長】

まだ、質問があるかと思うんですが、時間となりましたので、これで社団法人福島県建設業協会からの意見聴取は終わりにしたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

(社団法人福島県建設業協会の出席者が退席)

【入札監理課長】

次の方においでいただくまで少々時間がかかりますので、お待ちください。

先ほどの意見について補足をさせていただきたいのですが、工事検査の成績評定が2年間固定であるというご説明がありましたけれども、総合評価の場合には、工事成績評定につきましては、リアルタイムで、特定の工事の検査が終わって成績が確定すると、その次の入札からは同じ工事については90点なら90点の実績があるものとして評価をすることにしております。

2年間固定というお話がありましたのは、総合評価ではなくて企業の格付け、ランク分けをする際に工事成績評定を点数化して格付けに用いておりますが、その名簿の期間が2年間の名簿として作成しておりますので、その名簿の2年間はその部分が固定されているということでございます。

【安齋委員】

野田市は、施工体制事前提出方式は採用していないのですか。

【入札監理課長】

申し訳ございません。私どももそこまでは調べてはございませんでした。

【安齋委員】

我々は、施工体制事前方式をやれば、これと同じ目的はある程度達成できるという前提でいたんだけどね。人件費だけという考えはなかったんですけどね。

【美馬委員長】

特別簡易型の総合評価方式というのは、評点については県独自で決められるようになっているのですか。

【入札監理課長】

特別簡易型の今の評価点数は、先ほど意見にありましたように、基本的に客観的な内容で点数が定まるもののみを採用しているので、県の方で何かしらの審査をして点数をつけるという項目は入ってございません。

【美馬委員長】

ということは、先ほどの要望のような形で、県独自の評価というのは難しいということですね。

【安齋委員】

今のところはね。

【入札監理課長】

県独自に評価しておりますのは、特別が付いていない方の簡易型と標準型においては、そういう評価項目がございまして、標準型においては、提案を求めた上で評価するという項目が入ります。

《福島県総合設備協会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、福島県総合設備協会からの意見聴取を始めます。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてくださいますようお願いいたします。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べていただきたいと思っております。その後、各委員から質問をさせていただきますので、ご回答をお願いします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

【福島県総合設備協会会長】

(資料2により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。それでは、各委員の方から質問等をお願いしたいと思います。

【田崎委員】

資料2の1ページの最低制限価格制度についてですが、積算が不正確ということが書いてあるのですが、もう少し分かりやすく教えていただきたいと思っております。

【福島県総合設備協会会長】

積算するには、主要資材の単価を決めないといけません。福島県であれば、福島県で持っている決められた価格のものもあります。それ以外のものは、『建設物価』又は『積算資料』という厚い毎月出ている専門書があるんですが、その中から選びます。それでないものは、メーカーより見積りを取って、そこから判断をして値段を入れています。メーカーの見積りを100パーセントで入れるということは、絶対ありません。それを県側では何パーセントで入れるかは我々にはわかりません。今までの経験上、掛率はこれぐらいだろうという考えで入れておりますが、それが、はっきりしないものですから、人によっては、主要資材の掛率が県の掛率と違うために積算金額に差を生じ低入札になってしまうことも考えられます。そのため、積算精度を上げるために主要資材の違いによる掛率を開示していただきたい。そう思っております。

【美馬委員長】

先ほども、同じ質問が出たんですけども、その辺についてはなかなか難しい要素もあるということでした。

ちょっと私の方から、2ページのところで、低入札価格制度というので、失格にしてくださいということで、例えば94パーセントまで引き上げて、それで失格にしてくださいということですが、それで本当に適切な競争が保てるのかどうか、その辺心配ですがいかがですか。

【福島県総合設備協会会長】

私の会社のことでお話しします。我々の会社であれば、現場管理費まで含めたものが工事原価とありますが、工事原価が、県でいっている予定価格の85パーセントぐらいです。本来であれば

ば、85 パーセントよりもっと下がると思うんですが、今、市場価格の導入が盛んにやられております。市場価格というは我々が買う値段と、役所の内訳に入っている値段とあまり変らないんですよ。そうすると、普通であれば、我々の場合にはそれをいかに安く買って利益をだすかということになるんですが、いかに安く買うということができなくなってしまうのです。目一杯で入ってますから。その機会が少なくなると、自然に労務費を切るしかなくなってくる。それでやっちゃって、やっと現場代理人の経費が出せるぐらいが、今、85 パーセントです。我々は、その 85 パーセントぐらいがほしい調査基準価格だろうと思って、それで入りますので、仕事を取っても、一般管理費が出ないような状態になっております。それで、一般管理費を 9 パーセント前後含めて 94 パーセントくらいまで引き上げてもらえれば、我々も赤字受注にならないで済むだろうと、そういう考えから 94 パーセントとっております。

【美馬委員長】

そちらの意向は分かりましたけれども、それで、他のところを全部失格にしろというのは、ちょっと過激ではないかと思うんですが。

【福島県総合設備協会会長】

今、低入札調査に入っても、別にペナルティも何もありません。どうしても、我々が仕事を取ろうと思えば、必然的にそのところまで落としてしまうんですね。皆さん仕事が少ないものですから。是非取りたいとなると。すると、85 パーセントまで行ってしまう。まだ大丈夫だと思う人は、まだ下げてしまう。そういうことが起きるので失格者が出てきます。ペナルティがしっかりしていれば、皆、そこまでは下げてはこないんですよ。

【安齋委員】

委員長の話と重なりますが、低入札価格調査はペナルティがありませんので、中身を検討しましょうということ、県の方で調査しているわけですよ。それで、逆にペナルティが合った方がいいということなんですか。

【福島県総合設備協会会長】

それをつけてもらえば、そこまで無理して入ってくることはないと思います。

【安齋委員】

それと、低入札価格調査の頻度が多いということですか。皆さんからすると。

【福島県総合設備協会会長】

かなりあると思います。

【安齋委員】

今までは、そんなにやっているとは聞かなかったんですけども、事務局、そんなにやりましたか。

【入札監理課長】

今年度 9 月までに総合評価方式で 685 件の入札を執行しておりまして、そのうち、調査の対象となった案件が 93 件、13.6 パーセント程度はございます。

【美馬委員長】

私たちの委員会でも、企業の実情が厳しいことは分かるんですけども、公共工事である限りは、税金を使ってやらなきゃならない。そうすると、一方では品質が大事だというのは十分に承知しているんですが、受注者側にも努力はしてほしい。競争しながら、それぞれの努力をしてほしい。そういう意味で、みんなが利益が出る体質で高位安定ということは、やっぱりよろしくないのではないかとこのふうには考えているんですけどね。

【福島県総合設備協会会長】

企業は、各社とも、できる努力は、多分やっていると思います。ただ、予定価格に対して落札率が 85 パーセント以上は、まず、今、ありえません。85 パーセントにほとんど粘ってしまっている。ということは、85 パーセントで仕事をやれよということになっています、今。その場合、いくら安く買おうと思っても、主要資材を買えない場合には、どうしようもないわけです。業者は仕事を取るしかない、取れば赤字になってしまう。それを分かってやっているのが今の現状だと思います。税金で仕事を出しているのであれば、我々に仕事を出していただいて、そこからまた税金を取ることができるような方法の方が有効な使い方じゃないかと私は思いますけれどもいかがでしょうか。

【美馬委員長】

そういう考え方もあると思います。

【小川委員】

3 ページのところ、簡易型の技術審査について、発注者の要求事項が開示されていなくて、たまたま要求事項と合うと高得点になると。要求事項というのは、具体的に行政が入札広告等で開示が可能なのか、それともこういうものは開示できないということなのか、どうなのでしょう。

【入札監理課長】

要求事項といった場合、通常は、何を提案してもらうかということなので、標準型の場合には、提案してほしいことについては公告でお示しをしております。ただ、施工計画ということでの話ですから、施工計画は、簡易型と標準型で、工事の安全管理をどうするのかといった項目について記述していただくものですが、県では要求事項というのはございませんが、おそらくこれは、評価の基準のことなんだと思います。つまり、どういうことを記載してあれば点数になって、どういうことでは点数にならないのかということだと思うのですが、そこをあらかじめ公表してしまいますと、皆さん当然それを書いてきますので。こちらは、技術的に必要な事項や安全管理上重要なポイントをきちんと書ける、つまり、分かっている工事をするのかどうかということの評価したいものですから、あらかじめその辺を公開してしまうと点数に差が付かなくなってしまいうこととなりますので、公開することは今のところ考えておりません。

【小川委員】

分かりました。それから、5 ページの宮城県の 2 分の 1 条項というのを宮城県のホームページとか探してみたのですが見あたらなかったもので、どういった定めになっているのか教えていただきたいと思います。

【福島県総合設備協会副会長】

これは、基本的には、売り上げの 2 分の 1 以上の実績がないと入札に参加できないということなんです。例えば、10 億円のうち 5 億円以上の管工事の施工実績がなければ、入札に参加できないという制度です。宮城県の協会の会長と先日お会いしたときに、こういうことになりましたという報告を受けたんです。11 月の頭でした。

【小川委員】

それから、これは、私たちの素人的な考えで、無理だと言われてしまうかもしれませんが、県から報告いただく入札の案件を見ている中で、下水道関係のものでよくあるんですけども、大きな工事で大手のメーカーさんが、県外の業者が入っている電気工事があるんですね。例えば去年の 10 月に県中流域下水道事務所であった電気設備工事、県中浄化センターの流域下水道工事（汚泥脱水機改築更新電気設備工事一式）、これは東芝が取って、1 億 1 千 6 百万円という金額で落としておりますけれども、応札もここ 1 社ということで、こういうものはメーカーじゃないとできないという特殊性だと言われてしまうのかもしれないんですけども、例えば、こういうときに設備関係の機械はメーカーから入れて、施工に関するものは地元の皆さんが分離発注とか、そういう形式をもととした場合に、やれる可能性が無いのかどうか。いつもこういう大きな工事がどうしてもメーカーの方に流れてしまっているのをよく目にするものですから、できれば、地元の業者が少しでも関わる方法がないのかと素朴な疑問をもったものですから、その辺をお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

【福島県総合設備協会会長】

県中であつた東芝の件は私はよく分かりませんが、メーカーが来られても実際に据え付け又は配線、配管するのは地元の業者がやっていると思います。中には入って仕事をやっていると思うんですが、JV みたいな形にしてもらえれば非常にありがたいと思っております。

【美馬委員長】

先ほどの、宮城県の 2 分の 1 条項の問題ですけれども、例えば、A という大きい会社がありまして、金額とすれば 10 億円だと、そしてある特定の分野については 5 億円の規模をもっている。でも、2 分の 1 条項からは、外れると。ところが一方で、小さい企業は例えば 2 千万円だと。そうしたときに 2 分の 1 条項で 5 億円を手がけているところは落とされて、2 千万円のところは OK になると。ちょっと不合理なような気がするんですが、その辺はどうですかね。

【福島県総合設備協会副会長】

建設業界とか、土木関係の会社が資格を持っている場合があるんですね。ほとんど実績がなくとも、資格があるだけで入札することはできますので、ある程度売り上げ実績の中身が管工事の専門工事の仕事が半分以上もっているとか、そういうことで実績のある会社、専門工事業者になるべく発注してもらいたいという意見、お願いなんです。要するに、多業種じゃなくて専門業者なものですから、専門業者は専門工事のいろんな勉強をしますし、教育もしているものですから、専門工事に係るものについては、一般の土木とか建築とかは参入できないようにできないかというお願いであります。

【美馬委員長】

分かりました。

【安齋委員】

これは、事務局の方に聞いた方がいいのかもしれませんが、2 ページのところ、総合評価方式の中で事前審査方式を導入してほしいという要求があるんですけども、これは入札制度を改革したときに、事前では手間暇がかかるので、事後審査方式に変えたんですよね。それをもう一度事前方式に戻してほしいということですか。これは、書いてあることが、ちょっと矛盾するのかなと、別に事後審査方式だからといって、開札から落札者の決定まで特に時間はかかってませんよね。

【入札監理課長】

おそらく、事後審査ということで、おっしゃっているのは、入札参加資格の部分もあるかと思いますが、総合評価の場合の評価項目に対する確認資料の提出等もあるんだと思います。総合評価の場合は、点数をつけて、落札候補者として決定した後で確認資料を提出していただいておりますから、その分は、通常の落札決定よりは時間がかかっていると思います。また、入札参加資格を事後審査にすることで、基本的には事前審査していれば、開札時点で即落札決定とできますが、事後審査をしている関係で、1 日か 2 日は落札決定まではかかっているということでございます。

【安齋委員】

ここに書いてあるように、入札参加資格がないのに間違えて応札されてという事例も数件ありますから、確かに、その辺のことは事実なんですけれども、特に、ここにいわれるほど支障は生じてないですよ。

【入札監理課長】

入札公告から、落札決定して契約締結するまでの日数は、従前、指名競争の頃に比べると延びていると感じてますし、発注機関の方からは、もう少し短縮できないかと、例えば上半期における早期発注などの目標をクリアするためにもなるだけ日数は短い方がいいという話をいただいていることは事実です。

【美馬委員長】

ありがとうございました。まだ、質問があるかと思いますが、時間となりましたので、これで福島県総合設備協会からの意見聴取を終わりにしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

(福島県総合設備協会の出席者が退席)

【入札監理課長】

今の時間に、先ほどの、野田市でオープンブック（施工体制事前提出方式）をやっているかどうかというご質問でしたけれども、オープンブックはやっていないということでした。

総合評価そのものは、簡易型で 2 件程度やっているようなんですが、オープンブックとしてやっているわけではないようです。

【安齋委員】

おそらく、オープンブックと一緒にやると重なってしまうんだね。

《福島県建設専門工事業団体協議会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、福島県建設専門工事業団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてくださいますようお願いいたします。なお、調査票は事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べていただきたいと思います。その後、各委員から質問させていただきますので、ご回答をお願いします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

(資料3及び資料3-1により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。それでは、各委員の方から質問等があれば、お願いしたいと思います。

【美馬委員長】

県の方に聞きたいんですが、元請と下請の関係というのは、適正化の法律ができています。ただ、ここに書いてありますように、監督指導の強化が必要じゃないか。要するに、元請は優位な立場にある。だから、法律が一本できたからそれでいいということには、なかなかならない。そうすると、それを本当に守っているかどうか、実際の確認作業、この辺については、県の方はどういうふうに考えておられますか。

【入札監理課長】

元請と下請の関係につきましては、建設業法の中でも不当な圧力をかけての契約締結とかいろいろ規制がございまして、また、県におきましても適正化の対策の要綱を定めまして、対応をとっているところがございますけれども、実際に、民民契約ということで、どこまで我々が介入できるのかという限界はあろうかと思いますが、そういう中でも、実態調査をした上で、どういった点に問題があるのかということ調べまして、例えば、昨年の調査結果によりますと契約書の不備が原因で、下請契約を締結したのにもかかわらず、きちんとした契約書を作成していないがために後々問題になったりということが多かったという結果がみられたことから、要綱上、下請については必ず契約書を作成していただいて、工事を発注した側でチェックしていただくような仕組みになっておりますけれども、今年度、改めて、そういう部分を徹底したりというようなことをやっております。

また、万が一法的な問題が発生するような事案があった場合には、県の方が窓口になりました。内部告発というか110番ということで相談に応じるという窓口も設置しておりますが、実態としては、あまり活用されていないようでございまして、なかなか表に出てきづらい部分もあるんだろうと考えております。

【美馬委員長】

心配なところはありますけれども、今の話を聞きますと、元請と下請の間の契約がきちんと取り交わされていると、これが全ての出発点にどうもなるんじゃないか。そういう意味では、やはり、契約をきちんと交わして、その履行を公的な機関にある程度あずけていくというのが一つの解決の方向ではないかなというふうに思います。

これは、公正取引委員会が所轄するんですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

我々、中小企業の場合の元下という場合は、建設業関係は公取になって、一般の中小企業は経産省の方で管理しているようですけれども、それが、本来は、我々との関係は、国交省が管理すべきだと思いますけれども。国交省が取引について元下が適正かどうかという調査にはなかなか手が及ばない。そうすると、これは、県の立場でやっていただかないとならないという気がいたします。もう一つ加えますと、前渡金という問題があります。下請が前渡金を受けたことがあるというのは、1件だけで、全体の8割以上は、全く受けたことがない。結局、元下適正化の法律があっても、今の建設業者は、これを守っていたのでは自らの経営が成り立たないということ

含めて、我々には前渡金を寄こさない。資金繰りもあるでしょう。そうなりますと、単価も指値、いろんな条件もそう。県の指導をいただいて、きちんとした契約が成り立っているか、成り立ってはいても、最後に、残材の片付け料とかいろんな費用負担という形でそれを引かれます。そうしますと、そういうものを引かれたのでは、もともと採算が合わない状態でありながら、さらにそれが引かれるということです。110番もありますけれども、なぜ、みなさんが110番に出さないかという、次から仕事来ない、したがって、110番はできない。こういうことになる。今日、委員でご出席の小川さんが昨年からお骨折りいただいておりますが、そうすると、行政書士とかそういうところに行かないと解決しないという、極めて難しい状態であります。

【美馬委員長】

入札監理課長、どうですか、今の問題は。解決するための一つの方策とすれば、契約書をきちんと結ぶということが全ての出発になるわけですか。それが無い限りは、県は、なかなかそれに関与できないと。

【入札監理課長】

中身が契約に関することでございますので、行政側として、よりどころがなく、お互いに主張されていることが食い違っている場合、それに、我々が強権的に介入するということは、残念ながらできないと思います。例えば、金額そのものが明らかに不当に安い金額になっているなどの場合には、建設業法上、公正取引委員会に対して措置要求をするという制度はございますので、そういうことは可能だと思っておりますが、実際には、よく問題になってくるのは、当初契約した後で変更契約をしたんだけどその部分を払ってもらえないとか、その部分の契約書が締結されていなかったり、払ってほしいという根拠が明らかになっていなかったりというものが現実に発生しているようですので、契約書の締結をきちんとしていただかないと、相談に応じるにしても困難になってしまうという部分がございます。

【建設産業室長】

下請に関しては、私どもは建設業法を扱っているものですから、先ほどの福島県の元請下請適正化要綱は入札監理課の方で所管しておりますけれども、建設業法からの指導、調査というものを毎年、土木部で実施しております。それから、国の関係なんですけれども、国は大臣許可の業者がおりますので、国は、実態調査というより、アンケート調査、全国何十万社というものを対象にしております。私ども、建設業法に基づく下請の適正化に関する調査でございますけれども、建設業法に定められております適正な契約をしなければならない、適正な見積期間を設けなければならない、ということが建設業法に謳われておりますので、その辺の観点から、毎年調査を実施しております。昨年度、土木部発注工事についての調査でございますけれども、元請、下請含め59企業を調査させていただいておまして、その結果によりますと、約3割が注文書というもので、これは適正な契約ではないんですけれども、実施しているという状況が見受けられました。そういう点を指導している。それから、先ほど、指値という言葉が出ましたけれども、これは、指値になるのかどうか、実態調査では、3件ほど契約を取り交わさないで下請の工事をお願いしていたということもございまして、県内で9,400社程の建設業の許可を得ている方がおりますが、県工事を中心に抽出して指導実施しているところでございます。

【美馬委員長】

今のお話を聞きますと、やはり、法律に則ってきちんと契約等を結んでいる。それが出発点になりますので、そこところが曖昧になっていたら、なかなか県は指導監督は難しいということですので、少なくとも指導監督をきちんと受けたいという場合には、最低限の契約、そういう法律に則ったもので処理をしておかないと、指導監督というのは難しいんじゃないかということかと思えます。

【安齋委員】

県外業者の進出ということが書いてあるんですが、これは、落札した県内業者が下請を県外からもってくるという意味なんですか。それとも、県外業者が県内業者の下請を使うということなんでしょうか。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

これは、県内の業者が我々の見積りや支払い条件を出しますと、そんなことできないと。そうした場合に、いろいろなネットワークを使って、下請を探すんです。そうしますと、県外から職員

を連れて、マイクロバスで泊まり込みしながら仕事をする。極めて安い値段で、彼らも、職人を維持するために、やむを得ないという形で、生活にも窮するような値段で来られるわけです。ですから、大変です。

それから、ちゃんとした書類をとということになりますと、今、我々、元請との関係からしますと、書類を提出しなくちゃならないということで、作成してはありますが、それが建設業の採算とか経費とか我々専門工事業の生活というものを前提としたものでなく、書類上はちゃんとできるということですから。我々専門工事業、いわゆる下請職人は、このような状態にあるということ、意見としていろいろ出てはありますが、これをご覧いただいて、ご理解をしていただければと思います。

【安齋委員】

今のような問題は、試行でやっていますオープンブック方式（施工体制事前提出方式）を実行すれば、ある程度はチェックはできるんじゃないですか。それをやっても、皆さんからすると無意味ですか。オープンブックは、こういう予定価格でこの業者を使いますよということですから必ずしもストレートにそのまま契約とはならないですけども。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

オープンブック方式であっても、元請と下請が契約し、書類にあるものが適切な値段かどうかという点については、踏み込んでいただかないと分からないと思います。県の設計価格とか落札価格と比較しての問題ですけども。いわゆる最低賃金とかそういうものと比べてときどきどうだろうということまで入らなければ、この問題は解決しないんじゃないのかと思います。

【福島県建設専門工事業団体協議会会員】

建設業者さんは、予定価格が決まっています、25 パーセント引きとか 30 パーセント引きとかがあって、それをやったがために赤字になった。最近、我々下請から値段を聞いて、そして資材の値段も聞いて、自分たちの経費も加えて、利益も加えて、最低このぐらいでと入札に参加する業者が増えていることは事実です。ところが、そういう良質の業者が仕事を取れないというところの一つの問題がある。下請の値段、資材の値段、自分たちの経費を加えて取れば、みんな波及効果が出るんです。公共事業のすばらしさが出てくると思うんですが、残念ながら、それでは今仕事が取れない。私が業者を歩いているうちは、そういう方式でやってくださいと、損する仕事は絶対やらないでくださいと。そうでなければ、儲かったところから補填しなくちゃならないですよ、何のためにやっているか分からないから損する仕事はやらないでくださいとお願いをしている。そういう良質な建設業者が増えている。増えている人たちが落札できるようなシステムに変えていただくというのが、建設業者も我々も下請の願いはそれだろうと思います。

【美馬委員長】

それは私たちも望むことなんですが、実際にどういう値段で取るかは、それぞれの業者の判断ですから、なかなか難しい問題はあります。

先ほどのオープンブック方式で値段が最低賃金に抵触するとか、そういうものについては、県の方でチェックはしますよね。

【入札監理課長】

個別に、最低賃金等との突き合わせができる資料の提出までは求めてございませんので、落札決定の時点ではそこまでやっておりません。契約後に、提出された資料どおりの契約になっているかどうかの点検はしております。

また、低価格で入ってくるような場合に、業者が元請として落札した率と下請に出すときの率を比較して、自分が取ったよりも安く叩くような内容になっているものについては失格となるような制度も設けております。

【美馬委員長】

一応、契約条項については無茶な形にならないようにという予防措置はあると。でも、基本的に元請との契約がベースになる。だから、そこについては、下請の業者もできるだけ契約をきちんと取り交わすということが出発点になるんじゃないかなと思います。

【安齋委員】

最低制限価格を前に平均 6 パーセント程度引き上げましたけれども、それでもまだ不十分だということでしょうか。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

我々は、直接入札に参加してませんから、最低制限価格は、私ども下請の立場から申し上げれば、厳しい積算単価の上での最低制限価格というのは、採算は容易でないのではなかろうかと思えます。我々の仲間の調査ですと最低制限価格は 90 パーセント以上でなければだめだという意見がありますけれども、最低制限価格をそこまで上げていただくことができれば、それによって業者が積算をし、安いので入札すると失格になるということであれば、本気になって入札の段階で積算をするということになれば、我々としても、仮に指値であっても、なんとかぎりぎりの採算で仕事ができるような状態に回復するのではないだろうかと思えます。

【安齋委員】

前回聞いたときに、6 パーセント程度上がったけれども、下請にはほとんどこないという話を聞いて、事務局とも、その 6 パーセントがどこに消えたんだろうという話はしていたんですけども。これからも、オープンブック方式とか最低制限価格で下請を守るような方向では考えていきたいと思えますので、もう少し時間をください。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

建設業の会計そのものは、分かりませんが、最近、よく聞きますのは、いわゆる付け直しというか、現場を変えてというのがかなりあるように思います。本来は、これも違反だと思ってますけれども、民間にしても公共事業にしても、取って赤字が出れば、赤字を出さないために翌年に繰り延べるとか、そういうことをやっているのが問題がでてきているのかと。だから、本来、我々のような専門工事業は、年度をまたがって仕事はできませんから、ほとんどが完成すれば、即売り上げという形ですけれども、建設業者さんの場合は、翌年にというようなものがあると、本来の適正な会計処理でないものがなされているような気がしてなりません。

【美馬委員長】

経営がそれぞれ厳しい中で、いろいろなやり繰りをしているということが分かりました。

【小川委員】

今回頂いた資料は、赤裸々な現状を全くそのまま浮き彫りにされたものだと思います。私たちに日頃いろんな相談があること、そのものがここにありまして、もっとひどい状況のものも現実にはあります。今、例えば、県でも元下 110 番をやっておりますが、あれは、県発注の工事に限定される。例えば、市町村で発注された工事に基づいたものというのは、持っていくところがない。建設業法違反とか、いろいろ現実には指値とか赤伝とか山ほどいっぱい問題があっても、下請、専門工事業者はほとんど泣き寝入りしているのが現状ではないかと思えますので、その辺をどうしたら解決できるのか。私たちも元下関係に関する注意事項を作って、皆さんに配ったりはしてるんですけども、なかなかここにある問題が解決しないというのは、どうしたらいいのか、非常に悩んでいるところであります。価格さえ上がればいいのかということではないんですけども、下請がもう少し思い切って一歩踏み出さないと解決しないのかという気もするんです。泣き寝入りの段階から出ないので、そこが、解決できない一つの要因であるのかという感じがしますので、その辺を今後、県の方も頑張ってくださいと思います。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

我々は、専門工事業者として、職人を残すために採算の合わない仕事はやらないで行こうというような合い言葉を作ったんですけども、今は、疾に消えてしまった感じがします。したがって、採算を度外視して、仕事があればやらざるを得ないという現状でありまして、そういう中で資料にありますように、極端なものは人間扱いされていないと思うと書いてるところすら出てきて、本当に、元請と下請の関係は、以前のような元下という極めて良好な関係ではなくて、半分喧嘩をしながら仕事をさせてもらっているというような状態になりつつあるのではないかと。

もう一つ、これはアンケートにもありませんけれども、我々のもう一つの悩みは、建設業者の倒産による不良債権の問題です。この不良債権の問題は、年商の半分ぐらいの不良債権を抱えております。これは、ある日突然建設業者が自己破産しますと、金融機関と我々は、即貸し倒れという問題になってまいります。この貸し倒れが発生しても、どこにも救ってくれるところはありません。元下という問題だけでいけば、それだって採算が合わないのに、さらに元請の倒産によって不良債権が発生し、下請業者はやり繰りどころでなくて、経営の維持すらできないという現状に追い込まれる。特にこの数年の建設業の倒産は、昨日まで会社を開いていたところがある日突

然ぱっと倒産してしまうとなりますと、そこにみんな貸し倒れが発生するのが現状であります。今回、第二会社方式という国交省の方法が出されましたけれども、これには、下請を守ることというような条項が入っているようではありますけれども、その他の自己破産を含め倒産した場合は、我々は全く守っていただけないということが、更に拍車をかけて下請が苦しい状態です。

【美馬委員長】

分かりました。この委員会の権限を大分外れた問題も多いかと思えます。時間になりましたので、これで福島県建設専門工事業団体協議会の意見聴取を終わりにしたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

それでは、ここで5分間休憩をとります。20分から始めたいと思えますので、よろしくお願ひします。

(休憩)

《福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、会議を続けます。これから福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を始めます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてくださいますようお願いいたします。なお、調査票は事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に説明していただきたいと思えます。その後、各委員から質問させていただきますので、ご回答をお願いします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめご了承願ひします。

それでは、よろしくお願ひします。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長、同副会長】

(資料4により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。それでは、各委員の方から質問等があればお願ひしたいと思えます。

【美馬委員長】

ちょっとお聞きしたいんですが、総合評価方式は大手に有利であると。こういう理解ですか。ということは、中小には、なかなか不利になってしまって落札できないと。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

大手は技術者の人数も多いわけですし、いろんな実績等もいっぱいあるということでもあります。地域貢献なども人が多ければ参加の機会も多いということでもありますし、総合評価で総合して技術力の評価点というものが常に高いわけでもありますので、札入れの時には制限価格がそれぞれにありますから、評価点が多ければ、当然落札できるものが多くなると理解しております。

【美馬委員長】

総合評価方式を導入しました理由は、従来的一般競争入札あるいは条件付であろうと価格競争だけで決まってしまうと、それではまずいのではないかと、品質の確保とかいろいろ技術者の能力とか、そういうものも総合的に勘案して落札者を決めるということで、総合評価方式を採用したんです。そしてもちろん大手が有利かどうかという問題は、総合評価方式の評価基準を少しいじることによって、11月に変更しましたが、そういうことで対応できるのではないかなと思えますが、そこを総合的に考えていかがですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

我々の業界でありますと、10人以下という会社が3分の1くらいあるんです。20人以下というところが、全体の74パーセントくらいです。当然、そうしますと、技術者の資格者数というのが相当少なくなってくるので、やはり技術者の資格者が何名もない会社がほとんどでありますと、なかなか難しいと思えます。

【小川委員】

資料 4 の 4 ページに最低制限価格が市町村に普及してほしいと書いてありますが、市町村ではどの程度、最低制限価格が採り入れられているのか。また、3 ページに技術士補を評価対象にしてほしいとありますけれども、技術士補の位置付けというのは、国家資格の中でどの程度の位置になっているのか教えていただきたいと思えます。

【福島県土木建築調査設計団体協議会副会長】

最低制限価格でございますが、市町村においては、まだ 4 市程度でありまして、町村においてはまだまだ付いておりません。特に、村の場合は全然ありませんので、どうしても低い値段になってきております。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

技術士補であります。これは、技術士会の方で資格認定をやっているわけですが、RCCM より若干試験等については難しいかという気がするんです。ですから、今、協会では技術士補の講習会というのを毎年やっております。相当の数が技術士補をとっております。技術士までは、まだまだ大変であります。第一段としては技術士補だと思っております。けれども、評価点の対象にできればお願いしたい。RCCM より若干難しいと思えます。

【美馬委員長】

技術士補の問題は、業界の技術水準を上げるという意味では、今後の課題かという気がします。事務局に聞きたいのですが、市町村が最低制限価格制度を採っているのはどのくらいと判断していますか。

【入札監理課長】

最低制限価格制度と、通常の価格競争の場合でも低入札価格調査制度を採用することができませんが、宮城県ではそうしてありますが、そのいずれも採用していない団体数が、昨年 9 月の段階の調査では、県内 59 団体のうち 28 団体ございました。

【美馬委員長】

半分が導入していないと。それについては、県等は、指導はしているんですか。

【入札監理課長】

今は、都道府県と市町村はイコール・パートナーということで、指導する立場ではございませんけれども、最低制限価格の設定方法等について、ご相談に応じるような体制を整えておりますし、いろいろな機会、会議等におきましては、最低制限価格あるいは低入札価格調査制度を活用していただきたいというお話を申し上げております。

【美馬委員長】

現状はそういうことです。この委員会も、そういう権限は全くございませんので、できればそういう形になればいいなというふうには思えます。

【安齋委員】

最低制限価格制度については、皆さんの業界からも要望があつて、やや遅きに失した感じはありましたけれども導入しました。ただ、あのときには、前に説明しましたように、工事を先行してやったために、皆さんの方が後回しになった面がありました。我々は、その結果を注視していたんですけれども、最低制限価格の水準そのものは、高いとか低いとかコメントがないんですが、その辺については、いかがでしょう。

【福島県土木建築調査設計団体協議会副会長】

建築設計においては、70 パーセントから、町村に行くと 60 パーセント位まで下がる場合がありますので、大分低いなど、もう少し上げていただければという考え方で努力しているところです。

【齋藤委員】

先ほどの業界の方々の水準というのは 85 パーセント、94 パーセントといったもので、それがこの業界では 70 パーセントか、どうかすると 60 パーセントというのは、かなり較差を感じますけれども。それは、どういう理由によるものでしょうか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会副会長】

理由はちょっとわかりませんが、建築設計の場合は、70 から 60 位になっているようです。

【安齋委員】

私の方から簡単に言いますと、工事の方は仕入れの方のウエイトが結構あるんですね。設計の場合は、人件費が大半なんです。そうすると仕入れ部分はそんなにないので、その辺で値引き割合が違ってしまいうんですね。ただ、前に個別事案でチェックしたときにあったように、50パーセントをはるかに切るような状態でダンピングというかたたき合いがあって、それではあまりにもひどすぎるということで最低制限価格をいそいで導入しようという経過だったんですね。

【美馬委員長】

費用構造が違うということだと思います。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

測量設計の方ですと、昨年、会員を対象にコスト調査をやりました。従業員の給料ですが、45歳平均で、年間所得が290万円くらいにしかなくなっていません。相当低いので、やはり、相当上げていただかないとまずいかなと。実際、80パーセントになりますと、まだまだ人件費が下がってしまうんです。90パーセント以上にさせていただきたいと思います。

【美馬委員長】

実情は、そのようでございます。

建設設計関係の中で、条件付一般競争入札ではなくてプロポーザル方式とかコンペ方式がいいのではないかと。これは、特に建築の設計に特有の問題ですよ。他の分野にはあまり適用はできないけれども、建築関係だけの設計にはこの方法がいいんじゃないかと。

【福島県土木建築調査設計団体協議会副会長】

建築の設計というのは、あくまでも、創造する部分等が多いわけですのでございまして、技術の提案力、創造力、そういうものを出し合ってやるものですから、新築と改築と新しくする創造性の必要なものについては、プロポーザルとかそういうもので提案していただければと。

【美馬委員長】

事務局は、この問題については、どう考えておりますか。

【入札監理課長】

制度としましては、プロポーザル、あるいは設計競技、コンペ方式等が採用可能な制度となっております。実際の具体の案件について、どのような制度を採用するかということは個別に発注する側で判断します。技術者のいる発注機関と、いない発注機関とがありますけれども、建築については、技術者のいない発注機関においては、土木部の建築部門と連携して発注することになっておりますので、そういう場合にプロポーザルなりコンペなりが採用されるということがございますし、どちらかといいますと、金額、規模等が多いものでそういうものが採用される傾向があるかと思います。特に、プロポーザル、コンペ方式につきましては、提案を受けて、審査をして、ヒアリングをした上で委員会等で判断するという手続が必要ですので、手続に時間がかかりますから、そういうような考え方で選ばれていると思っておりますが、今年度から、建築ではなくて土木関係については、統一した要綱で県としてのプロポーザルの制度が始まったわけなんです。建築関係につきましては、土木部サイドで持っております部局の要綱で対応しているというのが実際でございます。

【美馬委員長】

形とすれば、できるようにはなっているということですが。実際には、まだ、そんなには定着していない。大きいものについては、それぞれやっていると。土木については、一応の細かな規程ができたので、それを建築関係にも運用していくということのようでございます。

【美馬委員長】

それでは、これで、福島県土木建築調査設計団体協議会の意見聴取を終わりにしたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開となりますので、傍聴者の方は、ここで退席をお願いいたします。

<以下非公開部分について概要のみを記載>

《個別事業者からの意見聴取》

(調査票の要旨)

1 一般土木工事の地域要件変更について

- ・ 地域性のことを考えれば、管内で良い。
- 2 予定価格について
 - ・ きちんと積算しているが、予定価格は事前公表の方が良い。
- 3 最低制限価格制度について
 - ・ 最低制限価格を、予定価格の90パーセントくらいに引き上げてほしい。
- 4 低入札価格調査制度について
 - ・ 低入札価格調査基準価格を、予定価格の90パーセントくらいに引き上げてほしい。
- 5 総合評価方式について
 - ・ 今までの工事実績が、採点に大きく影響するため、これから実績を積み、伸ばしていこうとする企業には不利と思われる。総合評価方式は廃止して、一般競争入札にしてほしい。
 - ・ 自社施工の比率を、評価項目に入れてほしい。
- 6 現場代理人の常駐義務緩和について
 - ・ 同一管内での常駐義務緩和については、安全管理が徹底していれば、良いことと思う。
- 7 入札参加資格における格付要件について
 - ・ ランクがあることは仕方がないことかと思う。

【委員】

予定価格は、事前公表がよいとあるが、予定価格を事前に公表すると、積算せずに予定価格の何割という形で入札する事業者が増えるという心配があって事後公表にしたが、それについてはどうか。

【個別事業者代表】

きちんとして積算はしている。予定価格の何パーセントという応札はしていない。

【委員】

積算しない業者を排除するために事後公表にしたが、そのことについてはどう考えているか。

【個別事業者代表】

積算に自信はあるが、微妙なところでずれることもあり得る。公表になっていけば、そういうことはない。

【委員】

自分の積算結果を確認したいということか。

【個別事業者代表】

はい。

【委員】

総合評価方式をやめて、一般競争入札がいいというのは、地域貢献や実績の評価をせずに、価格だけで決まった方がいいということか。

【個別事業者代表】

実績が少ないので、価格が安くても点数で逆転されてしまう。地域貢献などの点数が確保できないので、取りたくても取れない工事がある。

【委員】

最低制限価格を90パーセントに引き上げてほしいとあるが、みんなが90パーセントで並んで、ほとんど取れないか、くじで運を天に任せるしかないという形になるのではないか。それがいいという考えか。

【個別事業者代表】

取れる工事も取れず、利益も出ないので、最低制限価格を少しでも引き上げてもらわないと。

【委員】

90パーセントにするとみんながそこに集中する。くじで決めるのがいいということか。

【個別事業者代表】

そういうわけではないが、そういう可能性もある。

【委員】

価格だけの勝負では、ダンピングや安い価格での落札で品質が落ちるかもしれないという心配があり、総合評価方式がいい面がある。全て価格だけで決めるのはどうか。

【個別事業者代表】

総合評価方式にしても、自分の会社の利益を踏まえて入札金額を決めている。点数の評価で価格が安い者を逆転できるのが腑に落ちない。

【委員】

価格だけの競争にして最低制限価格を90パーセントに上げたら、入札がそこに集中して、くじで決めることになる。すると、努力が全然報われず、運を天に任せる以外に入札は取れないということになり、それは良くないのではないかという心配がある。

【個別事業者代表】

工事価格に応じて、段階に分けて、最低制限価格をいくりにするかを決めればよい。

【委員】

工事ごとに決めるというのは、県では既にやっており、工事ごとにいくりにするかはそれぞれ異なる。

【個別事業者代表】

設けてないものもある。

【委員】

最低制限価格を設けていないものがあるのか。

【入札監理課長】

随意契約で契約を締結する場合、入札ではないので、最低制限価格を設けなくて見積書で競争していただく。また、WTO 案件や総合評価方式は、最低制限価格を設定していないが、低入札価格調査制度の対象としている。

【委員】

総合評価では、どのような評価項目が入れば、理想的なのか。

【個別事業者代表】

除雪は、県の要請はないが、町の要請で出動している。そういうものを評価してほしい。

【委員】

県の考えはどうか。

【入札監理課長】

除雪業務を評価対象とした背景として、建設業の経営が厳しくなり、除雪の人員や機械を手放してしまって、県の管理する道路において除雪の受け手がいなくなってきたという状況があり、そういう中で除雪業務を引き受けている方を地域貢献として評価しようとした経緯がある。そのため、当時の検討では、県道のみを対象とした。

【委員】

自社施工比率を評価してほしいということだが、具体的には、自社施工をどのように評価してほしいと考えているのか。

【個別事業者代表】

会社に機械も材料もあるので、自社施工が多い。こういう場合にポイントにならないかと。

【委員】

工事を実際にやってみないと、自社か下請か分からない部分もあるが、どうか。

【委員】

過去の実績等で評価するということか。

【個別事業者代表】

そうです。そういうのを取り入れてもらえれば、採点上プラスになる。

【委員】

大手より、小さいところが有利になるためには、下請に出していないところを優遇してほしいということか。

【個別事業者代表】

そうです。

【委員】

県全体の建設業者の中でどういう会社が適切かという問題と、意欲のある、又は創業間もない会社も育ててほしい、いろんな側面があることは確かだ。

【委員】

不利というのは、過去の県発注工事の実績の点数をもらえないということか。

【個別事業者代表】

県の実績があまりない。町村の仕事や下請などであり、点数にならない。

【委員】

仕事は最近減っているのか。

【個別事業者代表】

減っている。平成12年頃のピークからぐっと落ちてきた。

【委員】

元請の場合の粗利は、下請の場合より大きいのか。

【個別事業者代表】

元請の場合でも少なくなってきた。

【委員】

高い落札率で受注している工事もあるようだが。

【個別事業者代表】

それは、経費がかかって採算が困難な工事であり、最低限の金額で入札したら、たまたま落札できたものです。

【委員】

元請受注の比率を高めたいのか。

【個別事業者代表】

もちろんです。

【委員】

元請として受注したいが、今の入札方式では難しいと。

<以下公開にて審議>

【美馬委員長】

それでは、報告事項に移ります。報告事項ア「総合評価方式の評価基準の見直しについて」です。事務局、ご説明願います。

【入札監理課長】

(資料6により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。総合評価方式の対象を拡大して、一般的には総合評価方式でやるということになった結果としまして、いろいろな問題点が浮かび上がってきた。そして、新しい課題も出てきたということで、評価基準の見直しをしたということです。

この総合評価方式というのは、新しい制度でありまして、これが最適というのは、なかなか固まっていない。そういう意味では、試行錯誤的にやってみて、徐々に改善をしていくということは、当然の流れかと思えます。そして、福島県としては、これを基本的な入札方式として定着させたいということになれば、早い段階で、問題が起きれば早期に改善を実施していくという方針の下に、この委員会としては、報告ということになったのですが、こういう形でやりたいというのが今回の提案です。

何か、ご質問等がありましたら、頂戴したいと思います。

【森岡委員】

雇用の項目が入ったのは、いいことだと感じていますが、従業員数の定義は、正社員なのか雇用保険に入っている人なのか、作業員も含めるのか、その辺をお伺いしたい。

【入札監理課長】

従業員として評価の対象となるのは、いわゆる正規の従業員を評価対象とするということで、基準といたしましては、社会保険に加入している従業員を対象とすることとしております。

【美馬委員長】

企業にとってみれば、そんなところでいいということなんでしょうか。

【森岡委員】

一定の基準があれば、それでいいと思います。

【美馬委員長】

今回、新しくできたのは、この雇用の問題を総合評価の評点に入れたということです。これは、正に、県にとっても、政策の重要な課題になっていると、これを今後の入札で点数化して努力する企業が報われるような方式にしたいと。ただ、これは選択方式ということになっておりまして、企業は、これを努力していれば、これを選択して評価を高めていくと、そういう意味でのインセンティブにはなっているというふうに理解しております。

【安齋委員】

ちょっと確認しますが、今日のヒアリングの結果、総合評価の配点の案分等で、至急手直しをしなければならないものは、なかったですね。新たに評価項目とするものは、だいたい手を尽くしましたものね。

【入札監理課長】

至急というのが、またすぐにも直さなければならないというほどの緊急性のあるようなお話ではなくて、年度の節目などの時点での見直しとして検討することが可能なものはあったとは思いますが、緊急性のあるような印象をもったものは、ございませんでした。

【美馬委員長】

総合評価方式について、今日の意見聴取にいろいろ出てきましたけれども、そういう問題点については、一定の回答にもなっているのではないかという気はいたします。

他の委員いかがですか。よろしゅうございますか。

今回、こういう見直しをしましたが、今後、また新しい課題が出てくるかもしれません。その場合には、是非、早急に見直しを実施していきたいと思っております。

それでは、報告事項は終わりました、各委員の意見交換に移ります。

始めに、前回の委員会で、芳賀委員から質問がありました件について、事務局から説明があります。

【入札監理課主幹】

前回、芳賀委員からご質問をいただきました、監督員から指導を受けた工事における工事成績の反映状況について、ご報告申し上げます。

監督員から文書によりまして改善指示を行なった、あるいは監督員の指導を必要としたことについて、工事成績評定が減点評価となった工事につきましては、4月から9月までの間に契約金額が500万円以上で竣工検査を受けた工事360件の中に6件ございました。

指導が無かった工事の工事成績評定点の最高は87点、最低が60点、平均が77.6点であるのに対しまして、指導を受けた工事の最高は70点、最低が41点、平均が56.8点ということでございます。

【美馬委員長】

割合とすれば非常に少ないけれども6件ほどあったということでございます。よろしゅうございますか。

その他、本日、意見交換しておきたいテーマがありましたら、お願いしたいと思っております。いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、その他に移ります。委員の皆さん、何かその他の案件ありますか。よろしゅうございますか。事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹】

本日は、影山委員が就任後初めての委員会となりますので、福島県入札制度等監視委員会規則第6条第3項及び第4項の規定によりまして、委員長に、景山委員の所属する部会を決定願います。また、羽田委員の退任により空席となりました再苦情調査部会長を委員長に指名していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【美馬委員長】

それでは、羽田委員の後任ということですので、影山委員を再苦情調査部会の委員と、同時に羽田委員がなっておりました調査部会長にもお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

他に、事務局で何かございますか。

【入札監理課主幹】

次の委員会につきましては、現在調整中でございますが、12月又は1月に開催したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、次回委員会及び緊急に委員会又は部会を開催する必要が生じた場合の日程調整のため、お手元に委員日程確認表を配付いたしました。お手数をおかけいたしますけれども、11月25日水曜日ごろまで事務局の方へ提出をお願いいたします。

【美馬委員長】

皆さん、よろしくお願いいたします。本日の議事については、これで終了したいと思います。ご協力どうもありがとうございました。